

2020年4月1日

一般社団法人 電子情報技術産業協会
オーディオ・ビジュアル事業委員会
オーディオ・ビジュアル環境専門委員会

「製品アセスメントガイドライン（チェックリスト）」

オーディオ・ビジュアル環境専門委員会では、家電製品協会発行「家電製品 製品アセスメントマニュアル-第5版-（2014年3月）」に記載しております「製品アセスメントガイドライン（チェックリスト）」を基に「据え置き型オーディオ商品」「BDレコーダ」2製品について、オーディオ・AVストレージ機器の環境配慮設計を実施するうえで確認すべき項目として、チェックリストを策定いたしました。

関連各社が自主的に運用する製品アセスメントの一助になることを目的としております。

【本件お問合せ先】
一般社団法人 電子情報技術産業協会
情報産業部
電話番号：03-5218-1058

製品アセスメント チェックリスト
(据え置き型オーディオ商品)

機種名
評価モデル: 機種名
前衛(比較)モデル: 機種名

○	前衛モデルと比較して向上している ※ 誤りは、評価基準に対応している
△	前衛モデルと同等
×	前衛モデルと比較して低下している ※ 誤りは、評価基準に対応していない
—	対象外

評価結果点数
0 点
○:3点/個
△:1点/個

2020年4月1日
オーディオ・ビジュアル環境専門委員会

No	区分 サブ区分 対象	評価項目	評価基準	評価方法	前衛モデル 機種番号	評価モデル 機種番号	評価結果
1	製造	製品設計 (1) 減量化・減容化	1-1 製品は減量化・減容化されているか	●製品全体の質量・容積(体積)について、従来同等製品・機種と比較する ○:減少している △:同等 ×:増加している	質量・容積(体積) g (cm3)	g (cm3)	
2	調達	製品設計 (2) 再生資源・再生部品の使用	2-1 再生資源(再生材)を使用しているか	●再生資源を使用した部品の点数について、従来同等製品・機種と比較する ○:増加している △:同等 ×:減少している	再生資源使用部品点数 点	点	
3	製造	製品表示	2-2 再生資源(再生材)を使用していることを部品に表示しているか	●再生資源(再生材)使用部品について、部品への表示の有無を評価する ○:再生資源使用部品が表示している もしくは 該当部品がない ×:表示していない部品がある	再生資源使用 表示部品点数 再生材部品 表示の有る部品 点	N/A	
4	製造	包装設計 (3) 包装	3-1 包装材の減量化・減容化・簡素化	●包装材の質量・容積(体積)、包装時の容積(体積)について、従来同等製品・機種と比較する ○:減少している △:同等 ×:増加している	包装材の質量・容積(体積) g (cm3)	g (cm3)	
5	製造	包装設計	3-2 複合材料の使用は削減されているか	●複合材料を使用した包装材の質量について、従来同等製品・機種と比較する ○:減少している もしくは 使用していない △:同等 ×:増加している	複合材料を使用した包装材の質量 g	g	
6	製造	包装設計	3-3 複合材料を材料ごとに分離の可否	●複合材料は、材料ごとに分離できるかを評価 ●複合材料は、特殊な工具や技術を使用することなく材料ごとに分離できるか ○:すべての複合材料を使用した部品が分離可能 ×:一つでも分離不可能な部品がある	複合材料部品 分離可能な部品 点	N/A	
7	製造	包装設計	3-4 リユース、リサイクル性の考慮	●包装材のリユース、リサイクル性(材質、分離性、材質表示等)について、従来同等製品・機種 ●包装材の質量・容積(体積)における再使用可能率について、従来同等製品・機種と比較する ○:増加している △:同等 ×:減少している	再使用可能な材料の質量・容積(体積) g (cm3)	g (cm3)	
8	製造	包装設計	3-5 有害性・毒性	●人体に影響を与える物質や適正処理・リサイクルの障害となる物質が使用されていないかを詳 ●印刷インクに重金属や特定アミン類を形成するアゾ染料・顔料は含まれていないか ○:すべての部品について、有害性・毒性を発生する物質が使用されていない ×:一つでも使用している部品がある	有害性・毒性含有部品点数 部品 含有部品 点	N/A	
9	製造	包装設計	3-6 再生資源を使用しているか	●再生資源を使用した部品の点数について、従来同等製品・機種と比較する ○:増加している △:同等 ×:減少している	再生資源使用部品点数 点	点	
10	製造	包装表示	3-7 法令等に基づく識別表示が適切か	●識別表示は、資源有効利用促進法(指定表示製品)関連法令、工業会ガイドラインを満たしているか ●プラスチック製包装材の材質表示は、JIS K 6899に基づき、表示の大きさ、場所が適切か ○:すべての部品について、ガイドラインを満たした表示がなされている ×:一つでも表示していない部品がある	識別表示記載部品点数 部品 表示部品 点	N/A	
11	製品輸送	製品設計 包装設計 (4) 輸送の容易化	4-1 前後・左右の質量バランスが適切で、安全かつ容易に製品輸送が行えるか	●下記の観点から、製品が包装された状態での作業性について確認する ・製品の質量・容積 ・前後・左右の質量バランス 等 ○:良好化している △:同等 ×:悪化している	質量・質量バランスに起因する作業性 N/A	確認結果	
12	使用	製品設計 (5) 使用段階における省エネ・省資源等	5-1 製品使用時のエネルギー消費量は削減されているか、またはエネルギー消費効率は向上しているか	●製品使用時の消費電力(または総CO2換算量)またはAPFを従来機種と比較評価する ○:減少している △:同等 ×:増加している	消費電力(または総CO2換算量)またはAPF等 wh (単位無し)	wh (単位無し)	
13	使用	製品設計	5-2 待機時のエネルギー消費量は削減されているか	●待機時消費電力について、従来同等製品・機種と比較し評価する ○:減少している △:同等 ×:増加している	待機時消費電力 wh	wh	
14	使用	製品設計 (6) 長期使用の促進	6-1 故障発生等の可能性を想定し、保守点検・修理のみ等種の高い部位が特定されているか	●部品交換を容易にすべき部位が明確化されているか ○:明確化されている ×:明確化されていない	保守点検・修理時の交換を容易にすべき部位 N/A	点	
15	使用	製品設計	6-2 保守点検・修理の必要性の高い部位について、部品等の共通化が図られているか	●当該部位に係る部品・材料の種類数について、従来品との共通化率は従来品同等以上か ○:増加している △:同等 ×:減少している	共用化率 %	%	
16	使用	製品情報提供	6-3 保守点検・修理、安全性など長期使用に役立つ、ユーザー・修理業者向けの情報提供を行っているか	●修理に係る条件について修理業者への情報提供の用意があるか ●情報の内容(有効性)、表現方法、表示方法(場所)は従来同等製品・機種と比較し評価する ○:修理業者への情報提供の用意があり、情報の内容は従来同等製品と同等以上 △:修理業者への情報提供の用意があるが、情報の内容は従来同等製品よりも少ない ×:修理業者への情報提供の用意がない	ユーザー・修理業者への提供情報点数 点	点	
17	収集・運搬	製品設計 (7) 収集・運搬の容易化	7-1 前後・左右の質量バランスが適切で、安全かつ容易に収集・運搬が行えるか	●下記の観点から、製品本体のみ(裸荷)の状態での作業性について確認する ・製品の質量・容積 ・前後・左右の質量バランス 等 ○:良好化している △:同等 ×:悪化している	質量・質量バランスに起因する作業性 N/A	確認結果	
18	製造	製品設計 (8) 再資源化等の可能性の向上	8-1 製品全体として再資源化可能率(リサイクル可能率)は向上しているか	●再資源化可能率について、従来同等製品・機種と比較する ○:増加している △:同等 ×:減少している	再資源化可能率 %	%	
19	リサイクル処理	製品設計 (9) 手解体・分別処理の容易化	9-1 手解体・分別対象物は取出ししやすい構造になっているか	●手解体・分別対象物の取出しに要する時間を従来同等製品・機種と比較する(別)二次電池 など ○:減少している △:同等 ×:増加している	手解体・分別対象物の取出しに要する時間 秒	秒	
20	リサイクル処理	製品表示	9-2 手解体・分別すべき対象物の識別は容易か	●手解体・分別作業時に、対象物の特定および位置の把握がしやすいよう配慮されているか ○:配慮されている ×:配慮されていない	配慮内容 N/A	表示内容与方法	
21	リサイクル処理	製品設計	9-3 手解体で取外すねじの数量、種類を削減しているか	●解体で取外すねじの数量、種類を従来同等製品・機種と比較する ○:減少している △:同等 ×:増加している	解体で取外すねじの数量、種類 種類 点	種類 点	
22	リサイクル処理	製品表示	9-4 解体を容易にするための情報提供がなされているか	●手解体の効率アップを目的とした表示、分別作業の効率アップを目的とした表示を効果的に表示しているか ○:表示できている ×:表示できていない	表示の有無 N/A	有/無	
23	リサイクル処理	製品設計	9-5 リサイクルに配慮し、部品はマテリアルリサイクルが可能か	●分離困難な異種結合部品の合計質量について、従来同等製品・機種と比較する ●異種結合部品の必要性、手解体・分別の容易性について確認する -プラスチック部品への金属インサートを減らしているか -プラスチック部品への塗装・メッキを減らしているか -ラベル等に使用する接着剤は剥せるタイプか -部品に特定管理物質を含んでいないか -プラスチック部品にリサイクル性を損なう添加物(難燃剤など)を加えていないか	分離困難な異種結合部品の合計質量 g	g	
24	リサイクル処理	製品表示	9-6 リサイクルに配慮し、部品には分別のための材質表示が適切にされているか	●質量100g(可能であれば25g)以上のプラスチック部品には、表示が困難な場合を除き、適切で見やすい材質を表示できているか ○:表示できている もしくは 該当部品が無い ×:表示できていない	材質表示点数 N/A	別家部品 表示部品 点	
25	リサイクル処理	製品表示	9-7 二次電池がある場合、リサイクルマークを表示しているか	●二次電池を使用している場合、一般社団法人電池工業会「小形充電式電池の識別表示ガイドライン(リサイクルマーク)」を満たしたリサイクルマークの表示がされているか ○:表示している もしくは 使用していない ×:表示していない	小型二次電池の使用の有無 リサイクルマークの表示の有無 N/A	小型二次電池 有/無 リサイクルマークの表示 有/無	
26	リサイクル処理	製品表示	9-8 解体で取り外しできない(はめ殺し)の二次電池がある場合、リサイクル方法の情報提供がなされているか	●取り外しできない小型二次電池がある場合、リサイクルのための情報提供がわかりやすくされているか ○:取り外しできない小型二次電池がない または 取り外しできない小型二次電池があり、リサイクル方法の情報提供が十分されている ×:取り外しできない小型二次電池があるが、情報提供がない	取り外しできない小型二次電池の有無 リサイクル方法の情報提供の有無 N/A	取り外し不可小型電池 有/無 情報提供 有/無	
27	全般	全般 (10) 環境安全性	10-1 環境負荷物質に対する法的制限の適合を確保する仕組み	●製品、包装のライフサイクルの各段階において適用される法的制限が明確にされ、法的制限に適合したことを保証できる仕組みや役割分担等が明確であり、その運用がなされているか確認する ○:運用できている ×:運用できていない	適用される法的制限と保証する仕組み N/A	法的制限 保証する仕組み	
28	製造	製品設計	10-3 製品に含まれる環境負荷物質に関連する法令を遵守しているか	●下記の法令に適合していることを確認する ・化学法(第一種/第二種 特定化学物質) ・オゾン層保護法(オゾン層破壊物質) ・資源有効利用促進法(資源物)等 ●自主基準等(禁止/削減/管理)が存在する場合は、当該基準等に適合していることを確認する -国内V62474(旧JGPS)指定の化学物質等を適切に管理しているか ○:適合している ×:適合できていない	適合の確認 N/A	確認結果	
29	製造	製品設計	10-3 製品に含まれる環境負荷物質に関連する業界または自社による自主基準を満たしているか	●自主基準等(禁止/削減/管理)が存在する場合は、当該基準等に適合していることを確認する -国内V62474(旧JGPS)指定の化学物質等を適切に管理しているか ○:適合している ×:適合できていない	自主基準(禁止/削減/管理) N/A	自主基準 適合確認	
30	製造	製品設計	10-4 環境負荷物質等の質量について、従来同等製品・機種と比較する	●環境負荷物質等の質量について、従来同等製品・機種と比較し ○:減少している または 環境負荷物質を使用している部品が無い △:同等 ×:増加している	環境負荷物質 g	g	
31	製造	情報提供 (11) 情報の提供	11-1 情報を提供すべき対象者が明確に把握され、表示されているか	●情報を提供すべき対象者が明確に把握され、表示されているか ●情報提供の項目・内容・表現方法・表示方法(場所)等は適切か ○:明確化されており、情報提供の項目などが適切に表示されている ×:明確化されていない または 表示できていない	情報提供先と情報提供の項目 N/A	提供先 項目	
32	リサイクル処理	情報提供	11-2 製品カタログ、ウェブサイト等により、ユーザーに、省エネ、省資源等の機能の情報を提供しているか	●法令(省エネ法トランプランナー方式)や業界基準と比較する ●ウェブサイト、カタログ等で情報提供されているか、改善されているかを従来製品と比較する ○:十分な情報提供がされている ×:情報提供がされていない または 不十分	十分な情報提供の有無 有/無	有/無	

製品アセスメント チェックリスト (BDレコーダ)

機種名
評価モデル: 機種名
前衛(比較)モデル: 機種名

○	前衛モデルと比較して向上している 或いは、評価基準に対応している
△	前衛モデルと同等
×	前衛モデルと比較して低下している 或いは、評価基準に対応していない
—	対象外

評価結果点数
0 点
○:3点/個
△:1点/個

オーディオ・ビジュアル環境専門委員会
2019年8月20日

No	区分	対象	評価項目	評価基準	評価方法	前衛モデル 機種番号	評価モデル 機種番号	評価結果
1	製造	製品設計	(1) 減量化・減容化 1-1 製品は減量化・減容化されているか	●製品全体の質量・容積(体積)について、従来同等製品・機種と比較する ○:減少している △:同等 ×:増加している	●製品全体の質量・容積(体積)が、従来同等製品・機種と比較し ○:減少している △:同等 ×:増加している	質量・容積(体積)	質量・容積(体積)	
2	製造	製品設計	(2) 再生資源・再生部品の使用 2-1 再生資源(再生材)を使用しているか	●再生資源を使用した部品の点数について、従来同等製品・機種と比較する ○:増加している △:同等 ×:減少している	●再生資源を使用した部品の点数を、従来同等製品・機種と比較し ○:増加している △:同等 ×:減少している	再生資源使用部点数	再生資源使用部点数	
3	製造	製品表示	2-2 再生資源(再生材)を使用していることを部品に表示しているか	●再生資源(再生材)使用部品について、部品への表示の有無を評価する ○:再生資源使用部品が表示している ×:表示していない部品がある	●25g以上で表示可能な部品について、再生材使用表示の有無を評価する ○:再生資源使用部品が表示している ×:表示していない部品がある	N/A	再生材部点 表示の有部点	
4	製造	包装設計	(3) 包装 3-1 包装材の減量化・減容化・簡素化	●包装材の質量・容積(体積)、包装時の容積(体積)について、従来の包装材と比較する ○:減少している △:同等 ×:増加している	●包装材の質量・容積(体積)、包装時の容積(体積)を従来同等製品・機種と比較し ○:減少している △:同等 ×:増加している	包装材の質量・容積(体積)	包装材の質量・容積(体積)	
5	製造	包装設計	3-2 複合材料の使用は削減されているか	●複合材料を使用した包装材の質量について、従来の包装材と比較する ○:減少している もしくは 使用していない △:同等 ×:増加している	●複合材料を使用した包装材の質量について、従来の包装材と比較する ○:減少している もしくは 使用していない △:同等 ×:増加している	複合材料を使用した包装材の質量	複合材料を使用した包装材の質量	
6	製造	包装設計	3-3 複合材料を材料ごとに分離の可否	●複合材料は、材料ごとに分離できるかを評価 ○:すべての複合材料を使用した部品が分離可能 ×:一つでも分離不可能な部品がある	●複合材料は、特殊な工具や技術を使用することなく材料ごとに分離できるか ○:すべての複合材料を使用した部品が分離可能 ×:一つでも分離不可能な部品がある	N/A	複合材料部点 分離可能な部点	
7	製造	包装設計	3-4 リユース、リサイクル性の考慮	●包装材のリユース、リサイクル性(材質、分離性、材質表示等)について、従来同等製品・機種 ●包装材の質量・容積(体積)における再使用可能率について、従来の包装材と比較する ○:増加している △:同等 ×:減少している	●リユース、リサイクル性(材質、分離性、材質表示等)が考慮され、再使用可能な材料の質量・容積(体積)について、従来の包装材と比較する ○:増加している △:同等 ×:減少している	再使用可能な材料の質量・容積(体積)	再使用可能な材料の質量・容積(体積)	
8	製造	包装設計	3-5 有害性・有毒性	●人体に影響を与える物質や適正処理・リサイクルの障害となる物質が使用されていないかを評価 ○:すべての部品について、有害性・有毒性を発生する物質が使用されていない ×:一つでも使用している部品がある	●焼却処理時に有害ガスを発生する物質が使用されていないか ●印刷インクに重金属や特定アミン類を形成するアゾ染料・顔料は含まれていないか ○:すべての部品について、有害性・有毒性を発生する物質が使用されていない ×:一つでも使用している部品がある	有害性・有毒性含有部点数	有害性・有毒性含有部点数	
9	製造	包装設計	3-6 再生資源を使用しているか	●再生資源を使用した部品の点数について、従来同等製品・機種と比較する ○:増加している △:同等 ×:減少している	●再生資源(再生材)を使用した部品の点数を、従来同等製品・機種と比較し ○:増加している △:同等 ×:減少している	再生資源使用部点数	再生資源使用部点数	
10	製造	包装表示	3-7 法令等に基づく識別表示が適切か	●識別表示は、資源有効利用促進法(指定表示製品)関連法令、工業会ガイドラインを満たしているか ●プラスチック製包装材の材質表示は、JIS K 6899に基づき、表示の大きさ、場所が適切か	●識別表示は、資源有効利用促進法(指定表示製品)関連法令、工業会ガイドラインを満たしているか ○:すべての部品について、ガイドラインを満たした表示がなされている ×:一つでも表示していない部品がある	N/A	識別表示記載部点 表示部点	
11	製品輸送	製品設計	(4) 輸送の容易化 4-1 前後・左右の質量バランスが適切で、安全かつ容易に製品輸送が行えるか	●下記の観点から、製品が包装された状態での作業性について確認する ・製品の質量・容積 ・前後・左右の質量バランス 等	●製品が包装された状態で、質量・容積、前後・左右の質量バランスの違いによる作業性を従来同等製品と比較し評価する ○:良好化している △:同等 ×:悪化している	N/A	確認結果	
12	使用	製品設計	(4) 使用段階における省エネ・省資源等 4-1 製品使用時のエネルギー消費量は削減されているか、またはエネルギー消費効率は向上しているか	●製品使用時消費電力(または総CO2換算量)またはAPFを法定基準値または従来機種と比較し評価する ○:減少している △:同等 ×:増加している	●製品使用時の消費電力(または総CO2換算量)またはAPF等について、法令等による基準値または従来同等製品・機種と比較し評価する ○:減少している △:同等 ×:増加している	消費電力(または総CO2換算量)またはAPF等	消費電力(または総CO2換算量)またはAPF等	
13	使用	製品設計	4-2 待機時のエネルギー消費量は削減されているか	●待機時消費電力について、従来同等製品・機種と比較し評価する ○:減少している △:同等 ×:増加している	●待機時消費電力について、従来同等製品・機種と比較する ○:減少している △:同等 ×:増加している	待機消費電力	待機消費電力	
14	使用	製品設計	(5) 長期使用の促進 5-1 故障発生等の可能性を想定し、保守点検・修理の必要性の高い部位が特定されているか	●部品交換を容易にすべき部位が明確化されているか	●保守点検・修理時の部品交換等を容易にすべき部位が明確化されているか ○:明確化されている ×:明確化されていない	N/A	点	
15	使用	製品設計	5-2 保守点検・修理の必要性の高い部位について、部品等の共通化が図られているか	●当該部位に係る部品・材料の種類数について、従来品との共通化率は従来品同等以上か	●当該部位に係る部品・材料の種類数について、共通化率を従来品と比較する ○:増加している △:同等 ×:減少している	共用化率	共用化率	
16	使用	製品情報提供	5-3 保守点検・修理、安全性など長期使用に役立つ、ユーザー・修理業者向けの情報提供を行っているか	●修理に係る条件について修理業者への情報提供の用意があるか ●情報の内容(有効性)、表現方法、表示方法(場所)は従来同等製品・機種と比較し評価する	●情報の内容(有効性)、表現方法、表示方法(場所)は従来同等製品・機種と比較し評価する ○:修理業者への情報提供の用意があり、情報の内容は従来同等製品と同等以上 △:修理業者への情報提供の用意があるが、情報の内容は従来同等製品より少ない ×:修理業者への情報提供の用意がない	ユーザー・修理業者への提供情報部点	ユーザー・修理業者への提供情報部点	
17	収集・運搬	製品設計	(6) 収集・運搬の容易化 6-1 前後・左右の質量バランスが適切で、安全かつ容易に収集・運搬が行えるか	●下記の観点から、製品本体のみ(裸荷)の状態での作業性について確認する ・製品の質量・容積 ・前後・左右の質量バランス 等	●製品本体のみ(裸荷)の状態での作業性について確認する ○:良好化している △:同等 ×:悪化している	N/A	確認結果	
18	製造	製品設計	(7) 再資源化等の可能性の向上 7-1 製品全体として再資源化可能率(リサイクル可能率)は向上しているか	●再資源化可能率について、従来同等製品・機種と比較する ○:増加している △:同等 ×:減少している	●再資源化可能率が、従来同等製品・機種と比較して評価する ○:増加している △:同等 ×:減少している	再資源化可能率	再資源化可能率	
19	リサイクル処理	製品設計	(8) 手解体・分別処理の容易化 8-1 手解体・分別対象物は取出ししやすい構造になっているか	●手解体・分別対象物の取出しに要する時間を従来同等製品・機種と比較する ○:減少している △:同等 ×:増加している	●手解体・分別対象物の取出しに要する時間を従来同等製品・機種と比較し ○:減少している △:同等 ×:増加している	手解体・分別対象物の取出しに要する時間	手解体・分別対象物の取出しに要する時間	
20	リサイクル処理	製品表示	8-2 手解体・分別すべき対象物の識別は容易か	●手解体・分別作業時に、対象物の特定および位置の把握がしやすいよう配慮されているか	●手解体・分別作業時に、対象物の特定および位置の把握がしやすいよう配慮されているか ○:配慮されている ×:配慮されていない			
21	リサイクル処理	製品設計	8-3 手解体で取外すねじの数量、種類を削減したか	●解体で取外すねじの数量、種類を従来同等機種と比較する ○:減少している △:同等 ×:増加している	●解体で取外すねじの数量、種類を従来同等機種と比較し ○:減少している △:同等 ×:増加している	解体で取外すねじの数量、種類	解体で取外すねじの数量、種類	
22	リサイクル処理	製品表示	8-4 解体を容易にするための情報提供がなされているか	●手解体の効率アップを目的とした表示、分別作業の効率アップを目的とした表示を効果的に表示しているか	●手解体の効率アップを目的とした表示、分別作業の効率アップを目的とした表示を効果的に表示しているか ○:表示できている ×:表示できていない	表示の有無	表示の有無	
23	リサイクル処理	製品設計	8-5 リサイクルに配慮し、部品はマテリアルリサイクルが可能か	●分離困難な異種結合部品の合計質量について、従来同等製品・機種と比較する ●異種結合部品の必要性、手解体・分別の容易性について確認する ・例) プラスチック部品への金属インサートを減らしているか ・プラスチック部品への塗装・メッキを減らしているか ・ラベル等に使用する接着剤は剥離しやすいタイプか ・部品に特定管理物質を含んでいないか ・プラスチック部品にリサイクル性を損なう添加剤(難燃剤など)を加えていないか	●分離困難な異種結合部品の合計質量について、従来同等製品・機種と比較する ○:減少している または 分離困難な異種結合部品の無い △:同等 ×:増加している	分離困難な異種結合部品の合計質量	分離困難な異種結合部品の合計質量	
24	リサイクル処理	製品表示	8-6 リサイクルに配慮し、部品には分別のための材質表示が適切にされているか	●質量100g(可能であれば25g)以上のプラスチック部品には、表示が困難な場合を除き、適切で見やすい材質を表示できているか ○:表示できている もしくは 該当部品が無い ×:表示できていない	●質量100g(可能であれば25g)以上のプラスチック部品に、表示が困難な場合を除き、適切で見やすい材質を表示できているか ○:表示できている もしくは 該当部品が無い ×:表示できていない	材質表示部点	材質表示部点	
25	リサイクル処理	製品表示	8-7 二次電池がある場合、リサイクルマークを表示しているか	●識別表示は、資源有効利用促進法(指定表示製品)関連法令、工業会ガイドラインを満たしているか ○:表示している もしくは 使用していない ×:表示していない	●二次電池を使用している場合、一般社団法人電池工業会「小形充電池の表示に関するガイドライン(リサイクルマーク)」を満足したリサイクルマークの表示がされているか ○:表示している もしくは 使用していない ×:表示していない	N/A	小型二次電池の表示の有無 リサイクルマークの表示の有無	
26	リサイクル処理	製品表示	8-8 解体で取り外しできない(はめ殺し)の二次電池がある場合、リサイクル方法の情報提供がなされているか	●取り外しできない小型二次電池がある場合、リサイクルのための情報提供がされているか	●小型二次電池が取り外せない場合、リサイクルのための情報提供がわかりやすくされているか ○:取り外しできない小型二次電池がない または 取り外しできない小型二次電池があり、リサイクル方法の情報提供が十分されている ×:取り外しできない小型二次電池があるが、情報提供がない	N/A	取り外しできない小型二次電池の表示の有無 リサイクル方法の情報提供の有無	
27	全般	全般	(9) 環境安全性 9-1 環境負荷物質に対する法的制限の適合を確保する仕組み	●製品、包装のライフサイクルの各段階において適用される法的制限が明確にされ、法的制限に適合したことを保証できる仕組みや役割分担等が明確であり、その適用がなされているか確認する ○:適用できている ×:適用できていない	●製品、包装のライフサイクルの各段階において適用される法的制限が明確にされ、法的制限に適合したことを保証できる仕組みや役割分担等が明確であり、その適用がなされているか確認する ○:適用される法的制限が明確にされ、適合を確保できる仕組みが明確に適用されている ×:適用できていない	N/A	法的制限	
28	製造	製品設計	9-2 製品に含まれる環境負荷物質に関連する法令を遵守しているか	●下記の法令に適合していることを確認する ・化学法(第一種/第二種 特定化学物質) ・オゾン層保護法(オゾン層破壊物質) ・資源有効利用促進法(化学物質)	●記載の法令に適合していることを確認する ○:適合している ×:適合していない	N/A	確認結果	
29	製造	製品設計	9-3 製品に含まれる環境負荷物質に関連する業界または自社による自主基準を満たしているか	●自主基準等(禁止/削減/管理)が存在する場合は、当該基準等に適合していることを確認する ・国内VTE62474(BJGPPSS)指定の化学物質等を適切に管理しているか	●自主基準等(禁止/削減/管理)が存在する場合は、当該基準等に適合していることを確認する ○:適合している ×:適合していない	N/A	自主基準	
30	製造	製品設計	9-4 環境負荷物質等、リサイクルの阻害要因となる原材料は減量化されているか	●環境負荷物質等の質量について、従来同等製品・機種と比較する ○:減少している または 環境負荷物質を使用している部品が無い △:同等 ×:増加している	●環境負荷物質等の質量について、従来同等製品・機種と比較し ○:減少している または 環境負荷物質を使用している部品が無い △:同等 ×:増加している	環境負荷物質	環境負荷物質	
30	製造	情報提供	(10) 情報の提供 10-1 情報を提供すべき対象者が明確に把握され、表示されているか	●情報を提供すべき対象者が明確に把握され、表示されているか ●情報提供の項目・内容・表現方法・表示方法(場所)等は適切か	●誰に対する情報提供か、情報提供先が社内では明確化され、明記されているか ○:明確化されており、情報提供の項目などが適切に表示されている ×:明確化されていない または 表示できていない	N/A	提供先	
31	リサイクル処理	情報提供	10-2 製品カタログ、ウェブサイト等により、ユーザーに、省エネ、省資源等の機能の情報を提供しているか	●法令(省エネ法トップランナー方式)や業界基準と比較する ●ウェブサイト、カタログ等で情報提供されているか、改善されているか従来製品と比較する	●省エネ、省資源等の情報をウェブサイト、カタログ等で情報提供されているか、改善されているか従来製品と比較する ○:十分な情報提供がされている ×:情報提供がされていない または 不十分	情報提供の有無	情報提供の有無	